

「宮崎ひなた暮らし」移住促進イベント開催業務委託仕様書

1 業務の目的

首都圏居住者の本県への移住を促進することを目的に、移住希望者と実際に宮崎に移住した方との交流イベントを実施する。

昨年度（令和5年度）の移住実績においても年代別で全体の6割と最も多かった、結婚や子育てなど、家庭環境の変化により移住・転職を考えている20代後半から30代の世帯をメインターゲットに、イベントを通じ宮崎県での仕事や暮らしの魅力を発信することで本県への移住を検討してもらう機会を創出するものである。

2 委託期間

契約締結の日から令和7年3月14日（金）まで

3 業務委託概要

- (1) イベント名称
「宮崎ひなた暮らし」移住促進イベント（仮）
- (2) イベント開催日
令和7年2月14日（金）午後6時30分から午後8時30分まで
- (3) イベント場所
未定（都内）

4 業務委託内容

実際に宮崎に移住し、宮崎で働いている方をゲストスピーカーとして登壇してもらい、先着20名程度とした対面でのイベントを実施する。

移住の際の経験談や移住前後の仕事、就職活動等についてトークセッションをしてもらうとともに、あわせて以下のブースの設置や時間の設定などを行う業務を委託する。

- ・ 移住者との交流会
- ・ 移住・就職相談コーナー
- ・ 宮崎の食PR（軽食の提供等）
- ・ 観光PRブースの設置

なお、受託者は、開催に当たり必要な物品等（委託者が準備するものを除く。）の設置、撤去、運搬、廃材処理などを行うこと。

(1) イベント開催会場の予約及び会場との調整

開催会場との利用調整及び会場使用料の支払いを行うこと。（会場使用料は委託料に含まれる）

(2) トークセッション及び交流会イベントの実施

首都圏で働いている（圏外からの参加も可とする）20代後半から30代向けに「移住」・「就職」をテーマにした本県の仕事や住環境、暮らしの魅力を発信するイベントを開催すること。

① ゲストスピーカーの招集・トークセッションの実施

移住の際に宮崎の企業等への転職活動などの経験をされた方で、本事業のターゲット層への集客力がある方2名をゲストに招集するとともに、必要に応じて進行役を設け、トークセッションを開催すること。その際は本県への移住をリアルに想定でき、将来的な移住に繋がるようなプログラムを実施すること。

② 宮崎県産品を用いた軽食の提供及び交流会の実施

①をベースに、参加者に対して宮崎県産品を用いた飲食物の提供を行うとともに、交流会を実施すること。

③ 県内観光ブースの設置

会場に県内の観光PRのブースを設置し、参加者が自由に回遊できる空間を設けること。

(3) イベントの広報・参加者募集業務

イベントの名称を設定し、イベントの日程や開催についてのフライヤーを作成、SNS等を活用して広く周知し、参加者募集を行うこと。

また、参加者数は20名程度を目標とし、事前の広報のほか、参加申込の受付を行い、予約者名簿を作成するとともに、問い合わせ等にも対応すること。

(4) イベント開催対応業務

開催当日も円滑に運営できるよう、問い合わせ等に随時対応すること。

イベントに係る参加希望者からの問い合わせ（開催日時・開催方法など）について電話、FAX、メール等にて対応すること。

また、ゲストスピーカー等の関係者との調整を行うこと。

(5) アンケートの実施

イベント終了後においては、参加者に対しアンケートを実施し、とりまとめること。

アンケート内容については県と協議し決めることとする。

(6) 独自提案

宮崎への移住を推進するため、上記以外の独自の取組があれば実施すること。

なお、委託者と事前に十分な協議を行った上で実施する。

5 業務完了報告

受託者は、全ての委託業務が完了したときは、実施結果及びアンケート結果等を報告書として提出すること。

6 その他

- (1) 本業務の実施にあたっては、県と十分協議・連絡をとりながら進めること。
- (2) 本仕様書に定めのない事項にあたって疑義が生じた場合は、県と協議の上、決定すること。
なお、本仕様書に記載されている内容について、目的に照らしてより効果的となる場合は、協議の上、一部変更を行うことがある。
- (3) 受託者は、本業務で得られた情報等については、本業務の目的以外に利用してはならない。
- (4) 業務内容の詳細については、天候等の状況により、変更することがある。それに伴う使用の変更、予算額の変更等は、必要に応じて県と協議の上、対応することとする。
- (5) 履行期限にかかわらず、業務実施後は速やかに概要について報告すること。
- (6) 企画提案書の作成及び提出に要する費用は、提案者側の負担とする。
- (7) 業務の遂行にあたり、発生した事故等については、受託者の責任において対処することとする。
- (8) 受託者は、本業務を一括して第三者に委託し、又は請け負わせることができない。ただし、本業務を効率的に行う上で必要と思われる業務については、県の承認を得た上で、業務の一部を委託することができる。